

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月28日(金)午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護

農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番	河原功
	嵯峨地区	12番	大岩和久
	宮前東地区	13番	池田吉信
	宮前西地区	14番	中野實

4. 欠席委員(1人) 3番 日下正人

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第 6号 農地等の使用貸借を合意解約したことに係る通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 栗原美幸

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、令和2年2月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日、日下委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
出席委員は、10名中9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長
をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事
録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、8番 森本允補委員、9番 大仲香織委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗原美幸さんを指名いたします。
続いて、日程第3の議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の
規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定についてを、議案に
供します。

事務局より、議案第4号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促
進法第18条第1項の規定による案件は、1議案5件でございます。議案第
4号は、すべて地権者から借受人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より令和2年2月17日付けで農用地利用集積計画の決定を
求められています。利用権の再設定の計画が4件、新規の利用権設定の計画
が1件、面積は、9,394.22㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては、使用貸借権の再設定であり、利
用権の設定等をする者の住所、氏名は、
さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、
さんです。土地の所在地については、72番2外
6筆、現況 畑及び田、370.22㎡です。利用目的はキウイフルーツ等
果樹及び水稻です。始期は令和2年3月1日から終期は令和12年2月28
日の10年契約です。

計画要請の内容は、経営面7積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から
併せてお願いいたします。

8 番 資料1に地図が載っているのですが、月曜日に天気が良かったので見に行
ったのですが、田んぼ2つあるのは全然水がないのでしていないようです。
畑もどこが境界やら分からないくらい。たまには草を刈ったり手入れには来

ていると思うのですが。家の■■■■さんは仕事が全然できないと。どうなるか分からないのですが、様子見で。家の者ができないですしね。西山の■■■■さんかな、この方にある程度任せて、様子見ないと仕方ないのかなと思って。入るところ入れないし。どこが境界やら畑しているやら分からないのです。元の山に戻っているような感じです。近所の人に聞いたんですけれどね、■■■■さんに。家の人もうできないからと。■■■■さんに任せて、様子見ないと仕方ないなという結果だったのですが。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

14番 この■■■■さん、親子とか親戚とかではないのですか。

12番 親子ですね。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては、使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■88番、現況 田、628㎡で、利用目的は水稲です。始期は令和2年3月1日から終期は令和7年2月28日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 はい。私の方から説明いたします。場所は資料3ページにあるんですけれども、朝宮神社から神山方面に行って、途中で宮前公民館に入る道があるんですけれども、右折して。最初の家に■■■■さん宅があるんですけれども、その隣です。その隣に2枚あるんですけれども、その南側。所有者は■■■■さんで、前回の契約は確か3年だったと思うんですけれども、■■■■さんが借りてするようになっております。2回くらい更新しておりますが、きちんと耕作もされております。今回はずっとやってくれと5年に延びたのだと思います。ただいま説明いたしました。いかがでしょうか。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号3と整理番号4につきましては、利用権の設定等をする者及び利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連しておりますので、一括して説明をさせていただきます。整理番号3の権利の種類につきましては、貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■

■さんです。土地の所在地については、■ 17番1、現況 田、782㎡で、利用目的は水稻です。借賃は10a当たり米53.4kgの物納になります。始期は令和2年3月1日から終期は令和5年2月28日の3年契約です。

続いて、整理番号4の権利の種類につきましては、賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■ 44番1、現況 田、1,099㎡、■ 48番、現況 田、409㎡、■ 62番1、現況 田、521㎡で、利用目的は水稻です。借賃は10a当たり米53.4kgの物納になります。始期は令和2年3月1日から終期は令和5年2月28日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

11番 そうしましたら、私の方からお話をさせていただきます。1ページ、2ページ、3ページと地図をご覧いただきたいと思います。これ4筆で2反8畝、いわゆる3反弱になります。まず、高樋峠の信号を右に、寺谷方面に向かっていただきますと、園瀬川の合流地点に差し掛かって参ります。ここに落合橋というのが見えて参ります。この橋の手前をですね、下にいたる道がございまして、これを下におりますと、右側の川沿いに3つ目が62番1、48番の地番の水田でございまして、この農地を挟みまして、山手側に、すぐ目の前なのですが、44番1というのがあります。この農道を進んで参りますと、借り手人の農地がありますので、行き帰りの通行道に今回の農地があることとなります。自宅の土地は遊水地帯ですが、預かっております土地は少し中になっておりますので、通常の水では浸かりませんので大丈夫です。また、この敷地内には、鳥獣害被害もほとんどありません。一方ですね、17番1ですか、この土地は国道438号沿いにありまして、村内最終の下地区の集落排水処理場があります。この道に沿いまして、この建物からバックして3筆目が、この土地でございまして、この土地、稲作のみで9月に刈り取った後、電柵を用いて作っておる訳でございまして、夜行きますと、イノシシ・シカの遊び場となっております。夜間目撃情報を多く聞いております。貸出人のお宅は元々先生で、現在の方は設計士でございまして農業はいたしておりません。ではどうなっていたかと言いますと、寺谷の方にこの農地を長く貸し出しておりましたが、お亡くなりになり、元の地主さんの方へ返ってきたという状態でございます。ではどうしようかなということで、現在の借り手人に相談しましたところ、まとまりまして現状にいたっています。借り手側の方はどういう人なのかと言いますと、職場におられまして、退職と同時に古い農機具を一新いたしまして、倉庫も建てておりますので、何ら問題

はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 それでは、整理番号3及び整理番号4について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号3及び整理番号4は原案のとおり決定いたしました。

続いて、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号5につきましては、使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]162番1、現況 畑、5、585㎡で、利用目的はみかんです。始期は令和2年3月1日から終期は令和5年2月28日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

議 長 それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、関係委員の方から併せてお願いいたします。

8 番 場所ですが、根郷から丸田に抜ける丸田中央線の頂上付近になります。下字[]162-1と書いてある文字の辺りが、[]の墓地になります。その上の角いところが[]で、昔の[]になります。その下で、この右端辺りに[]があります。場所はここになります。それで[]さん。[]さんです。機械類はありませんので、実家のものを使うようです。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、いかがでしょうか。

議 長 これって、耕作状況ゼロですか。

事務局 ゼロです。

議 長 年はいくつくらいの人なのですか。この[]さんは。

5 番 []で、[]です。その上ですから。

9 番 []ですね。

議 長 そうしたら新規就農みたいな形ですね。

2 番 花もってするのでしょうか。

5 番 そうでしょう。

2 番 5反でしょう。花、なかなかできないのでは。

14番 まだ荒れてはいないのですか。

5 番 荒れているというか荒れていないというか。中山間入ってしまして、怒られながらも通っています。

2 番 []さんしていたのですか。

5 番 一応。

- 2 番 草刈るだけでも5反は広い。
- 5 番 除草剤したら早いですよ。
- 2 番 木はどんなん、生きていますか。
- 5 番 いっぺん、大きいやつが全部枯れたので植え直しています。大きい時には私が5反借りてやっていたのですが。
- 議 長 これ、全く新規だったら次世代人材投資資金いけるのでは。
- 2 番 家自体が農業だから、全くの新規就農ではないのでは。
- 事務局 世帯収入要件なんかもあります。
- 14番 ■さん、ここだけではないんでは。
- 5 番 あちこちあります。
- 2 番 あちこち貸しているから、もうないのでは。
- 議 長 ■さん、農業したいのですかね。
- 事務局 花関係がしたいみたいです。
- 議 長 ユーカリは切り花になるのですか。
- 事務局 なりますね。花木みたいな感じですかね。
- 5 番 ユーカリが花木になるのかどうか、基準を決めて欲しい所ですね。桜は駄目なんでしょ。
- 2 番 景観作物です。
- 5 番 ユーカリは木です。畑に植えて良いのか判断お願いしたいところです。
- 議 長 花木だったら大丈夫なのは。
- 2 番 洪野あたりで植えているの、そうですね。
- 議 長 ヤナギみたいなもの。
- 5 番 種類は色々あるみたいです。
- 2 番 何軒かで切っていますね。
- 9 番 ユーカリは必ず生花する時、アレンジする時に自分の所で全部使える素材なので、買うよりかは自分の所であった方が。結婚式場とかで使う分ならたくさん必要です。
- 5 番 この前、小金井市農業委員会視察の時、話がありましたが、4メートルの基準を超えたら税務署から駄目と、高さが庭木では無いと言われるそうです。
- 10番 4メートルといたらすごい高さですね。
- 議 長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 農地法第18条第6項の規定による通知2件と農地等の使用貸借を合意解約したことに係る通知1件のご報告をいたします。
- まず、農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる賃貸借に係る合意解約の報告をいたします。
- 1件目につきましては、土地の所在地、■9番、現況 田、892㎡で、賃貸人の■さんと、借入人の■

■■■■さんと間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、令和元年12月23日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類が整うのを待ちましたので、報告は今月になっております。

2件目につきましては、土地の所在地、■■■■2番、現況 田、479㎡、■■■■6番、現況 田、909㎡で、賃貸人の■■■■さんと、賃借人の■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、令和元年12月23日付けで合意解約が成立し、令和2年1月28日付けで農業委員会に通知がありました。

いずれの件につきましても、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

次に、農地等の使用貸借を合意解約したことに關する通知書の報告をいたします。土地の所在地については、■■■■16番、現況 田、474㎡で、貸し手の■■■■さんと、借り手の■■■■さんとの間で利用権による使用貸借契約をしておりましたが、令和元年12月31日付けで合意解約が成立し、令和2年2月10日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上です。

議長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。
(発言なし)

議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和2年2月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 森本 允補

佐那河内村農業委員会委員 大仲 香織